

第139回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成27年2月27日(金) 13:56~16:10

2 場 所 事務局第1会議室

3 議 事

(1) 長崎大学経営協議会(学外委員)に係る意見聴取について

学長から、長崎大学経営協議会規則第3条第1項第4号により、経営協議会の学外委員については、教育研究協議会の意見を聴いて学長が任命することになっているため審議願うものである旨の説明があった後、資料1に基づき、国立大学法人法の改正に伴い、経営協議会の学外委員は経営協議会委員の過半数でなければならないことになったため、学外委員を1名増員することとし、高田明氏(ジャパネットたかた前社長)を新たに任命すること、及び中村法道委員の任期が平成27年4月20日で満了するため、当該委員を再任することについて提案があり、審議の結果、了承された。

(2) 学校教育法の改正について

理事(総務担当)から、資料2-1及び資料2-2に基づき、全学教授選考委員会の審議方針、審議対象となる教授の範囲等について説明があり、また、資料2-3に基づき、本部・機構、支援センター等、学内共同教育研究施設及び保健・医療推進センターの教員人事については、戦略本部等教員選考委員会において審議を行うこととする旨の説明があった後、これらの事由により、長崎大学教員選考規則を一部改正すること、長崎大学全学教授選考委員会規則及び長崎大学戦略本部等教員選考委員会規則を制定することの説明があり、審議の結果、了承された。

(3) 長崎大学と長崎総合科学大学との工学分野における包括的連携協力に関する協定の締結について

刃田工学研究科副研究科長から、資料3に基づき、長崎大学と長崎総合科学大学との工学分野における包括的連携協力に関する協定を締結することについて説明があり、審議の結果、同協定の締結が了承された。

(4) 長崎大学不正防止計画推進室規程の全部改正について

理事(研究担当)から、資料4に基づき、研究活動の不正行為への対応のガイドライン及び研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインの見直しが行われたことから、新たなガイドラインに適応させるため、長崎大学不正防止計画推進室規程を全部改正することの説明があり、審議の結果、了承された。

(5) 長崎大学研究者行動規範の一部改正について

理事(研究担当)から、資料5に基づき、日本学術会議が平成18年10月に制定した声明「科学者の行動規範について」の改訂版が平成25年1月に公表されたことに伴い、改訂後の同声明に適応させるため、所要の改正を行うものである旨の説明があり、審議の結果、長崎大学研究者行動規範の一部改正が了承された。

(6) 長崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程の一部改正について

理事（研究担当）から、資料6に基づき、平成27年4月1日から適用される新ガイドライン「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に適應させるため、所要の改正を行うものである旨の説明があり、審議の結果、長崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程の一部改正が了承された。

なお、審議の過程において、本規程の第2条第3項に定める「研究者」の定義には学部生及び大学院生が含まれるが、倫理教育等が義務付けられていないため、全学的に対応を検討いただきたいこと、及び実験データの記録方法を把握していない学生等が多いため、同様に教育体制の整備について検討いただきたい旨の意見があった。

また、今回の改正規程の中に記載のある「悪意に基づく告発」や「他人を誹謗中傷する告発」については、悪意等の有無の判断は難しいこと、及び悪意等の有無にかかわらず、告発された内容が不正であるか否かが重要であり、これらの規程によって告発行為を思いとどまらせることのないよう配慮いただきたい旨の意見があった。

(7) 長崎大学における公的研究費の取扱いに関する規程の制定及び長崎大学における機関経理経費の不正使用に係る調査等に関する規程の一部改正について

理事（財務担当）から、資料7-1及び資料7-2並びに参考資料1～5に基づき、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）が改正されたことを受けて、本学における公募型研究資金について更なる適正な管理が行われるようにするため、長崎大学における公的研究費の取扱いに関する規程を新たに制定し、長崎大学における機関経理経費の不正使用に係る調査等に関する規程の所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、これらの規程の制定及び一部改正が了承された。

(8) 長崎大学職員懲戒規程の一部改正について

理事（総務担当）から、資料8に基づき、新たに研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を懲戒事由とすること、懲戒処分の量定を明らかにすること、及び管理監督責任者及び関係職員に対しても懲戒処分を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものである旨の説明があり、審議の結果、長崎大学職員懲戒規程の一部改正が了承された。

(9) 学生の懲戒処分について

（学生の個人情報を含む審議事項であるため非公開）

(10) 長崎大学入学者選抜規則の一部改正について

副学長（入試担当）から、資料10に基づき、本学大学院入試について、全学的な実施体制を整備し、大学院入学者選抜委員会を設置するため、所要の改正を行うものである旨の説明があり、審議の結果、長崎大学入学者選抜規則の一部改正が了承された。

(11) 長崎大学入学者選抜実施規程の一部改正について

副学長（入試担当）から、資料11に基づき、本学大学院入試の全学的な実施体制の整備に伴い、実施組織及びその業務内容を明確化するため、所要の改正を行うものである旨の説明があり、審議の結果、長崎大学入学者選抜実施規程の一部改正が了承された。

(12) 長崎大学 I R 室の設置について

副学長（情報担当）から、資料 1 2 - 1 及び資料 1 2 - 2 に基づき、本学にインスティテューショナル・リサーチ室（I R 室）を平成 2 7 年 4 月 1 日に設置することに伴い、同室の組織、運営等に関し必要な事項を定めた長崎大学インスティテューショナル・リサーチ室規則を制定する旨の説明があり、審議の結果、了承された。

4 報告事項

(1) 長崎大学学長選考会議規則等の一部改正について

理事（研究担当）から、資料 1 3 - 1 から資料 1 3 - 5 に基づき、国立大学法人法の一部を改正する法律及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令が平成 2 7 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、本学における学長選考関係規則の見直しについて学長選考会議で審議した結果、長崎大学学長選考会議規則、長崎大学学長候補者の選考に関する規則及び長崎大学学長候補者の選考に係る学内意向投票に関する規程の一部改正を行った旨の報告があった。

以上